

環境省インターン受入試行実施要領

(目的)

第1条 大学等に在籍する学生（以下「学生」という。）に就業体験を得させることにより、大学等における環境教育研究機能の強化を促進し、もって環境保全に必要な実践的能力を有する人材の育成に資することを目的とする。

(身分等)

第2条 環境省が研修のため受入れる学生の身分は、環境省インターンシップ研修生（以下「研修生」という。）とする。

(研修対象者)

第3条 研修生は次に掲げる基準に該当すると認められる者とする。

- 2 大学等の正規の教育課程に位置づけられたインターンシップ制度により推薦された者
- 3 服務規律等を遵守することが確実であると判断される者

(研修に係る費用負担)

第4条 研修生に係る赴任旅費、給与及び通勤手当、住居手当等の諸手当、その他研修に係るすべての経費は、原則として研修生個人または派遣大学等の負担とする。

(研修期間)

第5条 本実施要領の対象とする研修期間は、原則として半年を超えないものとし、必要に応じて派遣大学と受入を行う官房課長、部局長又は地方環境事務所長（以下「受入部局長等」という。）が協議の上決定する。

(研修時間)

第6条 研修時間は、原則として月曜日から金曜日（国民の祝日、休日を除く。）までの午前9時30分から午後6時15分まで（以下「定時」という。）とする。このうち午後0時00分から午後1時までを休憩時間とする。
ただし、研修生の指導、監督等を担当する職員（以下「研修指導官」という。）が必要と認める場合には、あらかじめ研修生の同意のうえ、定時以外においても研修を実施することができる。

(服務)

第7条 研修生は、研修期間中環境省職員が遵守すべき法令及び規則等に従うとともに、研修指導官の指導、監督等に従わなければならない。

2 研修生は、国家公務員にあっては、公務員の信用を傷つけ、または公務員全体の不名誉となるような行為が禁止されていることに鑑み、これらに類する行為を行ってはならない。

(秘密の保持)

第8条 研修生は、国家公務員法第100条の規定に則り、研修期間中に知ることができた秘密を大学等を含む部外者に漏らしてはならない。研修期間中に知ることができたその他の情報（公開されているものを除く。）の開示については、研修指導官の指示に従わなければならない。研修終了後も同様とする。

(誓約)

第9条 研修生は、別途定める内容の服務規律の遵守に係る誓約をしなければならない。

(研修の欠課)

第10条 研修生は、病気その他の理由により、予定されている研修を受けられない場合には、あらかじめ研修指導官にその旨連絡し、その指示に従うこととする。やむを得ない場合には、事後速やかに研修指導官にその旨連絡しなければならない。

(研修生の受入依頼及び決定)

第11条 派遣大学等の長は、別途定める様式による研修生受入れ協議書を受入を希望する受入部局長等に提出する。

受入部局長等は、本実施要領の趣旨を勘案して大臣官房秘書課長と協議のうえ、受入れの可否を決定し、その結果を当該派遣大学等の長に通知する。

2 受入部局長等は、受入れの可否を決定するために必要な研修生に関する情報を当該派遣大学等の長に請求することができる。

3 派遣大学等の定めるインターンシップ制度の適用上、当該大学等と覚書を交わす必要がある場合には、本実施要領及び別に定める実施細則の範囲内で、受入部局長と派遣大学等の間で覚書を交わすことができる。

(研修計画)

第12条 研修指導官は、研修生の受け入れに当たり、研修の内容及び期間等を定めた別に定める様式により研修計画を策定し、派遣大学に提示することとする。

(研修成果の評価)

第 13 条 研修期間が 2 ヶ月を超える場合、研修生は 1 ヶ月を過ぎる毎に、研修の成果をまとめた報告書を研修指導官に提出しなければならない。

2 研修指導官は、前項の報告を踏まえ、研修成果の評価を行い受入部局長等及び秘書課長に報告することとする。

(研修成果の公表)

第 14 条 研修生は、研修の成果として論文等を外部へ発表する場合には、事前に研修指導官の承認を得なければならない。

(研修の中止)

第 15 条 受入部局長等は、研修生が第 7 条から第 10 条の規定に従わない等、研修態度等に問題がある場合、研修を継続することにより、業務に支障を生じ、若しくは支障を生じることが予見できる場合、又は当該研修の目的を達成することが困難であると認める場合には、研修期間終了前であっても、研修を中止することができる。この場合、受入部局長等は事前または事後速やかにその旨を派遣大学等の長に通知することとする。

(災害補償)

第 16 条 派遣大学又は研修生は、原則として、学生教育研究災害傷害保険及びインターンシップ等賠償責任保険（以下「保険」という。）に加入しなければならない。

2 研修生が研修中の事故により傷害等を負った場合は、学生教育研究災害傷害保険により補償する。

3 研修生が環境省または第三者に損害を与えた場合は、インターンシップ等賠償責任保険により補償する。

4 上記 2 号及び 3 号に基づく、保険の利用などに関する必要な手続は、派遣大学が行うものとする。

5 派遣大学及び研修生は、当該保険の保険金の範囲内で環境省に対する求償権を放棄するものとする。

(雑則)

第 17 条 この実施要領に定めるもののほか当該研修の実施に関し必要な事項は、実施細則に定める。

(施行)

第18条 この実施要領は平成21年4月1日から施行する。